

各 位

行田市健康福祉部地域共生社会推進課長

プロポーザルに係る質問の回答について

下記の事業のプロポーザルについて、次のとおり質問がありましたので回答します。

記

1 事業名 行田市避難行動要支援者管理システム導入業務

質 問	回 答
「本市が保持する避難行動要支援者の情報を、すべて移行すること。」と記載があるが、具体的な項目、その数とレコード数、紐づくマスター情報のそれぞれの数について、ご教示いただきたい。質問の意図としては移行作業の費用を見積もるためです。	本市が保持する情報を使用して、各項目に必要なデータをすべて移行するという意図になります。システムに無い項目を増やしてまで移行することを求めるものではありません。 現時点での対象人数についてですが、約 3,500 名となり、そのうち同意有りが約 1,900 名となります。
「本市の避難行動要支援者要件に該当する方々を、自動的に名簿登載者として抽出できる仕組みを有すること。」と記載があるが、貴市の避難行動要支援者の要件をご教示ください。	① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者 ② 療育手帳 A 以上を所持する者 ③ 介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている者 ④ 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、自力で避難することが困難な者 ⑤ 上記 4 点に掲げる者に準ずる状態にある者となります。
基幹系システム（住基、介護、障害）及び既存の避難行動要支援者システムのベンダ名およびシステム名をご教示ください。	・基幹系システム：NEC （住基：COKAS-R/ADⅡ、介護：RJ、障害：G-TrustⅡ） ・避難行動要支援者システム：熊本計算センター（災害時要援護者管理システム） となります。

「民生委員や自主防災組織の担当区域について、発注者より提供する区割り情報が記載された指示図」と記載があるが、その指示図の形体（紙・電子）、枚数、民生委員数、自主防災組織数をご教示いただきたい。質問の意図としては作業費用を見積もるためです。	媒体：紙（ゼンリン住宅地図、埼玉県行田市） 枚数：上記ゼンリン住宅地図 2 冊（332 ページ） （民生委員用、自治会（自主防災組織）用） 民生委員数：159 自治会（自主防災組織）数：180 となります。
受託者が作成し登録するGISデータは「民生委員と自主防災組織の担当区域」のみでよろしかったでしょうか。質問の意図としては作業費用を見積もるためです。	お見込みのとおりです。
「民生委員、自治会単位などによる避難行動要支援者マップの印刷がおこなえること。」と記載があるが、印刷レイアウト(A3/A4等)、配布する枚数等をご教示いただきたい。質問の意図としては、本業務委託費用に住宅地図の複製使用料を含むのであれば、その金額を見積もりするためです。	導入当初での印刷は見込んでおりません。今後運用方法を検討するにあたり、機能として登載を希望するものです。 住宅地図の複製使用料は見積もりに含めなくて構いません。
記載した実績についての契約書の写しを添付する必要はありますでしょうか。	必要ありません。
各様式の提出について押印の必要有無についてご教示ください。	必要ありません。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」とありますが、受注者が指定するリース会社の事前報告は必要でしょうか。 事前報告が必要な場合、「要領 2. 業務委託事業者選定方法概要（1）スケジュール	リース会社が決まり次第、速やかに事前報告をお願いします。 事前報告の方法・書式に指定はありません。

ール」の各予定ですと、どの時期でしょうか。 また、事前報告の方法・書式などにご指定はございますでしょうか。	
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」とありますが、賃貸借契約書は「貴市書式」と「受注者が指定するリース会社書式」のどちらを使用予定でしょうか。 「貴市書式」の場合は、質問回答時に、約款も含めデータで頂けないでしょうか。	本市の書式を使用する予定です。 約款は市ホームページからダウンロードをお願いいたします。 ※URL は回答表の欄外に記載します。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」について、「本件契約を締結した会計年度の翌年度以降において、貴市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない」、など本契約を変更または解除となった場合、受注者が指定するリース会社は、解約金もしくは損害賠償の請求はできますでしょうか。	行田市賃貸借標準契約約款(ファイナンスリース用)に基づき、本市と協議して定めることとします。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」について、賃貸借料は、受注者が指定するリース会社から直接、貴市へ請求できるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」について、動産総合保険は、保険事故発生時における残債権等を補填する一般的なもののとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」について、賃貸	約款に基づき賃貸人の負担となります。 履行完了については、ご提案いただいた方法での

借契約満了後は機器一式を返還頂きますが、この返還に関する費用は貴市にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 返還に関する費用は受注者が指定するリース会社負担の場合、下記「」内の対応で、履行完了との認識でよろしいでしょうか。 「賃貸借契約満了後は、機器一式を引き揚げ、受注者が指定するリース会社ヤードでデータ消去(ソフトウェアを用いたデータ消去)を実施し、受注者が指定するリース会社の任意書式で報告書を提出する」	対応で問題ありません。
「受注者が指定するリース会社と本市での契約も可能とする。」について、受注者を含めた 3 社間契約は可能でしょうか。 可能な場合、賃貸借契約書は「貴市書式」と「受注者が指定するリース会社書式」のどちらになりますでしょうか。 「貴市書式」の場合は、質問回答時に、約款も含めデータで頂けないでしょうか。	リース会社と本市での 2 社間契約でお願いします。
住民基本情報システム、介護認定情報、障がい者情報の各システムは、すべて令和8年1月1日より標準化されるという認識でお間違えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
サーバーは「タワー型」と記載がありますが、置き場所はどのくらいのスペースがありますでしょうか。	ラック型の誤りです。 仕様書を差し替えさせていただきます。 8U程度でご提案ください。
ノートパソコンの仕様に、「光学ドライブ：DVD-ROM」とありますが、こちらの意図は書込みをさせたくないということ	書き込みをさせたくないという意図です。 ご提案いただいた対応で問題ありません。

でしょうか。その場合、スーパーマルチドライブなどのノートパソコンに、ウィルス対策ソフトなどで、書込みを禁止する設定を行うご提案にさせていただいてもよろしいでしょうか。	
---	--

※約款ダウンロード用 URL

https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/soumubu/keiyakukensa/gyomu/nyusatsu_keiyaku/s_eido/1740.html

行田市賃貸借標準契約約款（ファイナンスリース用）（令和５年４月１日から）をご確認ください。

問い合わせ先

行田市役所健康福祉部地域共生社会推進課
地域福祉担当

電 話 048-556-1111

F A X 048-564-1315